

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス、地域生活支援事業（移動支援）事業所運営規程

（事業の目的）

**第1条** 社会福祉法人直方市社会福祉協議会が設置する直方市社協ホームヘルプサービス（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の指定障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介及び同行援護をいう。）及び地域生活支援事業の移動支援（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

**第2条** 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次に掲げるサービスについて適正かつ効果的に援助を行うものとする。

- （1） 居宅介護は、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- （2） 重度訪問介護は、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- （3） 同行援護は、外出時において当該利用者に同行し移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他の便宜
- （4） 移動支援（ガイドヘルプ）

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）の全部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第171号）及び「福岡県障害者福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（福岡県条例第57号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

**第3条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 直方市社協ホームヘルプサービス

(2) 所在地 直方市津田町7番35号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

**第4条** 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上(最低1名は常勤)

サービス提供責任者は、居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画及び移動介護計画(以下「居宅介護計画等」という。)を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 常勤換算2.5名以上

従業者は、居宅介護計画等に基づき居宅介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名以上

事業の実施にあたって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

**第5条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までと祝祭日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。

(4) サービス提供時間 午前7時から午後9時までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

**第6条** 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次の表のとおりとする。

居宅介護等	主たる対象者
居宅介護	身体障害者 知的障害者 障害児(児童福祉法に定める障害児) 精神障害者(18歳未満の者を含む) 難病患者等

重度訪問介護	身体障害者
同行援護	身体障害者 障害児(児童福祉法に定める障害児)
移動支援	車いす常用使用者 知的障害者 精神障害者及び障害児

(居宅介護の内容)

**第7条** 事業所で行う居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護  
入浴、排泄及び食事等の介護  
通院介助（身体介護を伴うもの）
- (3) 家事援助  
調理、洗濯及び掃除等の家事の援助  
通院介助（身体介助を伴わないもの）
- (4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(重度訪問介護の内容)

**第8条** 事業所で行う重度訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 重度訪問介護計画の作成
- (2) 重度訪問介護  
入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護
- (3) 前項に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(同行援護の内容)

**第9条** 事業所で行う同行援護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 同行援護計画の作成
- (2) 同行援護に関する内容  
外出時において当該障害者等に同行し、以下の支援を行う。  
ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）  
イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護  
ウ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援護
- (3) 前項に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(移動支援の内容)

**第10条** 事業所で行う移動支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象とする外出は、社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加の外出とする。
- (2) 利用形態は、個別の支援（ガイドヘルプ）とする。  
(利用者から受領する費用の額等)

**第11条** 居宅介護等を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割とする。ただし、利用者負担額の月額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第4項の定めによるものとする。

2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者等から受領する。

3 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において居宅介護等を行う場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロ未満200円
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロ以上20キロ未満400円
- (3) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道20キロ以上の場合は5キロ毎に100円加算

4 第3項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者等に対し交付する。

(通常の事業の実施範囲)

**第12条** 通常の事業の実施地域は、直方市・宮若市・鞍手町・小竹町とする。

(緊急時等における対応方法)

**第13条** 居宅介護等の提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は医療機関への連絡を行う等の適切な措置を講ずると共に、管理者に報告するものとする。

(人権の擁護及び虐待防止のための措置に関する事項)

**第14条** 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはな

らない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為
  - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
  - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
  - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
  - (5) 食事を与えないこと。
  - (6) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
  - (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
  - (8) 性的な嫌がらせをすること。
  - (9) 当該利用者を無視すること。
  - (10) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。
- (身体拘束の禁止)

**第15条** 事業者は、居宅介護等の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合には「利用者の身体拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。  
(その他運営に関する重要事項)

**第16条** 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等ならびにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等ならびにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等ならびにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等ならびにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人直方市社会福祉協

議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

**附 則**

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成19年7月11日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成20年12月24日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成22年3月25日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

(社会福祉法人直方市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所運営規程の一部改正)

- 2 社会福祉法人直方市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所運営規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「(非常勤職員3名)2級課程修了者7名(常勤臨時職員1名 非常勤職員6名)」を「(常勤臨時職員1名 非常勤職員2名)2級課程修了者3名(非常勤職員3名)」に改める。

**附 則**

この規程は、平成23年12月20日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年5月24日から施行する。

(社会福祉法人直方市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所運営規程の一部改正)

- 2 社会福祉法人直方市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所運営規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「介護福祉士3名」を「介護福祉士2名」に改め、同項3号中「介護福祉士3名(常勤臨時職員1名 非常勤職員2名)2級課程修了者3名(非常勤職員3名)」を「介護福祉士2名(非常勤職員2名)2級課程修了者5名(非常勤職員5名)」に改める。

**附 則**

この規程は、平成24年10月4日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、平成25年5月30日から施行し、第1条の規定による改正後の社会福祉法人直方市社会福祉協議会 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス、地域生活支援事業（移動支援）事業所運営規程第6条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

#### **附 則**

この規程は、平成27年5月25日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、平成31年1月18日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、令和元年9月6日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、令和2年8月24日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、令和5年8月23日から施行する。